

平成 31 年度事業計画

I 事業方針

平成 28 年 2 月、中央共同募金会において、今後 10 年間の方向性として、「共同募金の運動性の再生」を目標に掲げる「70 年答申」が取りまとめられ、都道府県共同募金会では、「答申」に基づく取組みの着実な推進が求められている。本会においても、市町村共同募金委員会(以下「市町村共募」という。)との連携を図りつつ、必要な取組を進めていく。

共同募金の実績額は、平成 6 年度をピークに、毎年 2 ないし 3 パーセントの減少が続いており、平成 30 年度の実績額は、前年度と比べて 220 万円余り、率にして 1.8 パーセントの減少(テーマ型募金は含まない。)となった。経済情勢や少子高齢化による人口の減少に加えて、募金方法や助成内容が固定化し、課題解決のための運動としての意識や取組みが薄れ、その実態が見えにくくなっていることも影響しているものと考えられる。

このため、戸別募金の課題整理や再生に向けた検討に努めつつ、共同募金のおよそ 7 割を占める戸別募金の推進に努めるとともに、金銭遺贈や相続寄付等の受入体制の準備や周知に取り組む。また、寄付者(企業・個人)の理解と共感を得るため、助成の「見える化」をはじめ広報や周知の仕方に工夫を行いつつコミュニケーションの強化を図っていく。

平成 30 年 10 月から実施している「地域力増進枠特別助成」は、市町村共募が市町村社会福祉協議会と連携し、直面する地域課題に創意と工夫のもと「地域共生社会」の実現に向けて取り組む事業を支援する。実施にあたっては、助成財源の有効活用を図る観点から、効果測定等を適切に行いながら、地域の福祉に具体的な変化をもたらす事業として促進を図る。

また、共同募金の運動期間は、平成 28 年度から全国統一で 10 月から翌年 3 月までの 6 か月間に拡大され、本県では 1 月から 3 月までの間、テーマ型募金に取り組んでいる。しかしながら、参加団体は、少数にとどまっており、引き続き、テーマ型募金の周知を図るとともに市町村共募と連携しながら参加団体を拡大できるよう取り組んでいく。

II 運動の展開

1 運動実施期間

共同募金運動の実施期間は、毎年、厚生労働省の告示で定められるが、その期間は次のとおりである。

- (1) 一般募金：10 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (2) 歳末たすけあい募金
 - ① NHK 歳末：12 月 1 日から 12 月 25 日まで
 - ② 地域歳末：12 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) テーマ型募金：1 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 「赤い羽根共同募金運動」開始式の実施

開始式は、共同募金運動開始日の 10 月 1 日(火)に実施するものとし、全日本空輸(株)の協力を得て「赤い羽根空の第一便」の伝達を行う。式典終了後は各関係機関・団体など参加者の協力を得て街頭募金を行い、県民の理解と協力を呼び掛ける。

3 募金活動の推進

- (1) 戸別募金は、自治会や町内会未加入世帯の増加などにより減少傾向にあるが、共同募金の主軸であることから、封筒募金など強制感のない方法の活用も検討して、円滑な推進を図る。
- (2) 法人・職域募金は、より多くの企業、商店、職場の協力が得られるよう、依頼方法に工夫を加えるとともに、運動情報のより分かりやすい提供に努める。また、法人については、税制上の優遇措置の周知を図り、一層の協力をお願いするとともに共同募金における企業の CSR 活動の可能性を探っていく。

- (3) 学校募金については、10月1日の運動開始に合わせ、県共募から県内公立小学校に対し、教育委員会等を通じて赤い羽根の着用を依頼し、共同募金への理解を深めていただくとともに、募金への協力を依頼する。
- (4) 街頭募金・イベント募金については、これまで行ってきた「赤い羽根共同募金運動」開始式や各種イベントを活用した取組みのほか、先進県の事例等にも学びながら、効果的な方法を探っていく。
- (5) 助成先団体やNPO・ボランティア団体、次代を担う学生などに募金活動への積極的な参加を呼び掛ける。
- (6) 公共施設や社会福祉施設などにおける「赤い羽根自動販売機」の増設に努める。
- (7) 県立施設など多くの来場者が見込まれる建物に募金箱を設置して、年間を通じて募金ができる環境づくりを進める。
- (8) テーマ型募金は、その取組みをさらに拡充していけるよう、市町村共募と連携し参加団体の掘り起こしに努めるとともに、個人をターゲットに行う募金活動として成果を上げていけるよう、中央共同募金会の支援も得ながら、そのノウハウの浸透を図っていく。
- (9) 市町村共募事務局長・担当者会において、他県共募による募金拡大の取組みを紹介し、募金手法に対する認識の共有を図る。
- (10) 山口市で開催される全国ミーティングに市町村共募の役職員を派遣する。

4 広報活動の推進

- (1) 寄付者の理解と協力が得られるよう、募金の使い道や助成先からの‘ありがとうメッセージ’などを分かりやすく記載したチラシを6ブロック(高知市、安芸、中央東、中央西、高幡、幡多)ごとに作成する。
- (2) 新聞、テレビ等マスコミ関係に適切な広報素材等を提供し報道活動を促進する。また、NHK及び民間放送局(テレビ、ラジオ)に対して中央共同募金会が作成したPRテープを提供して放映、放送協力を依頼して広報活動を推進する。
- (3) 高知県広報誌「さんSUN高知」、高知市広報紙「あかるいまち」、高知県社会福祉協議会の広報誌「タマテバコ」「てをつなごう」等を活用した広報を促進する。
- (4) 共同募金データベース「はねっと」と本会ホームページを活用した助成内容の効果的な広報に努める。

5 運動資材の提供

運動資材については、中央共同募金会が作成する資材を中心に市町村共募の要望を取りまとめ、有効かつ必要最小限のものを厳選して活用する。必要不可欠な羽根やポスター、領収書等は県共募が提供し、その他の資材については市町村共募の予算の範囲内で斡旋する。
本県独自の資材については、市町村共募の意見も聞きながら作成・活用していく。

6 助成計画の策定と寄付金の適正・公平な助成

- (1) 助成計画は、広く公募等により対象となる福祉施設や団体等への周知徹底を図り、要望内容を的確に把握するとともに、市町村社会福祉協議会の事業計画等を基にして策定する。
- (2) 助成について、広域的事業は県共募の配分委員会で、地域的事業は、市町村社会福祉協議会と十分に連携を取りながら、市町村共募審査委員会で慎重に協議、検討を行い、適正かつ公平に助成する。
- (3) 「当年度地域枠」は、緊急・即応的事業に対して当年度中に公募助成を行う。
- (4) 「地域力増進枠特別助成」は、事業の内容及び必要性、期待される効果等を総合的に勘案して予算の枠内で適切に助成する。
- (5) 助成を受けた団体に対して、事業の執行状況や助成物品の利用・管理など、助成の用途に関係ある範囲で適宜、監査を行う。
- (6) 社会福祉協議会をはじめ助成を受けた団体に対して、共同募金助成金による事業であることを明確にして実施するよう徹底する。

(7)市町村共募が行う地域的事業について、聞き取り調査や証拠書類の確認等を実施し、適正な事業実施と情報共有に努める。

7 「70年答申」の実現に向けた「推進方策」の具体的な取組み

- (1)公募による助成先の拡大や新たな助成先の発掘に向けて、既存の助成先団体以外の活動団体への周知、行政やマスコミを活用した広報に努める。
- (2)地域福祉課題の把握等を行う場として、運営協議会の適切な活用を図るとともに、市町村共募の審査委員会等の適切な運用を支援する。
- (3)企業・法人の社会貢献活動(CSR活動)と協働していけるよう、それぞれの方針を踏まえた助成プログラムの提案に努める。
- (4)運動期間が拡大された1月から3月までの3箇月間は、テーマ型募金を展開する。「広域テーマ募金」の参加団体の掘り起こしに努めるとともに、市町村共募との連携を密にして、「地域テーマ募金」の積極的な活用を呼び掛けていく。
- (5)「地域力増進枠特別助成」の効果的な活用を図り、地域の福祉に具体的な変化をもたらす事業の促進を図る。
- (6)市町村共募が取り組む「推進方策」について、情報を共有するとともに、他県の先導事例の情報提供や相談対応などを行うことにより、その着実な推進に資する。

III 顕彰、弔慰等の実施

1 顕彰

高知県共同募金会顕彰規程に基づいて高額寄付者に対する感謝状及び共同募金運動に功績のあった個人、団体に対する表彰状を翌年度の高知県社会福祉大会又は市町村共募からの申し出により適宜贈呈し、顕彰する。また、厚生労働大臣、知事及び中央共同募金会会長の感謝、表彰の対象者の推薦を行う。

2 募金ボランティア事故見舞金制度の活用

募金ボランティア活動に起因する事故に対しては、中央共同募金会奉仕者事故見舞金規程に基づいて見舞金を贈呈する。

IV 民間団体が行う助成事業への協力

公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団や車両競技公益資金記念財団などが行う福祉施設等への助成事業について、関係法人等に対してその制度の周知と推薦業務を行い、助成事業の適切な活用を促進する。

V 中央共同募金会及び各都道府県共同募金会等との連携

中央共同募金会、各都道府県共同募金会及び中国四国ブロックの共同募金会との緊密な連携の下に、相互交流や研究協議を行い、役職員の資質の向上と募金運動の活性化に努める。また、大規模災害に際しては、災害等準備金を活用して相互に支援を行う。

VI 共同募金以外の寄付金への対応

受配者を指定する指定寄付金、相続寄付等について、パンフレットの配布やホームページなどを通じて周知を図り、中央共同募金会と連携して適切に取り扱う。

VII 災害支援活動の実施

1 災害たすけあい活動

災害救助法が適用される大規模な災害に際しては、関係機関、団体等と協力して必要に応じて義援金の募集活動を行う。

2 災害支援制度の運用

全国統一の災害支援制度による災害等準備金の積立(募金総額の3パーセント程度)を行い、迅速かつ的確な支援態勢を整える。

3 災害見舞金の贈与

①災害救助法等の適用を受け義援金の募集を行う災害、②災害弔慰金の支給に係る法律等施行令に規定する災害、③故意、重大な過失による災害に該当しない災害について、被災施設及び世帯に対して見舞金を贈与する。

VIII 会務の運営

1 法人の運営

本会の運営に当たっては、定款及び諸規程に基づき、理事会や運営協議会、評議員会、配分委員会の適切な運営を図るとともに、情報の開示にも留意して特に事業運営の透明性の確保を図る。

2 事務局の運営

(1)事務局業務は、必要最小限の職員数で効率的かつ円滑な執行に努めているが、募金額が減少している状況のなか、事務局運営費の一層の節減はもとより共同募金として全体最適な運営に努める。

(2)市町村共募との意思疎通に努め、共同募金運動のさらなる推進に向けて、連携して取組みを進めていく。

3 情報公開の推進

事業運営の透明性の確保を図るため、各市町村共募と協力して統計資料や諸規程を整備し情報の開示に努める。また、助成金の使途や事業効果等については助成先からの情報収集を行い、適宜ホームページ等で開示に努める。

定款第45条に規定する書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する。